

1. 証明書の交付対象者について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた次の①又は②に該当する者を証明書の交付対象とします。

① 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

② 創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

※産業競争力強化法第2条第31項第1号及び同項第2号、同項第3号、同項第4号に該当する者が対象。

(2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援等事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定します。

2. 特定創業支援等事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度について

(1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

産業競争力強化法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた須坂市・小布施町・高山村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することができます。

① 会社設立時の登録免許税の軽減措置が利用できる対象者は、以下のとおりとします。

(a) 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

(b) 創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人

※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局へ提出してください。

※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外です。

② 登録免許税の軽減措置の内容は、以下のとおりとします。

株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免されます(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免されます)。

※須坂市・小布施町・高山村が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合は登録免許税の軽減措置を受けることはできません。

(2) 信用保証協会による創業関連保証の特例について

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することができます。

※須坂市・小布施町・高山村が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合でも創業関連保証の特例を活用することができます。

(3) 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

産業競争力強化法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた須坂市・小布施町・高山村において創業を行おうとする者又は創業を行った者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

※須坂市・小布施町・高山村が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合は優遇措置を受けることはできません。

3. 証明書の交付について

創業を行おうとする者又は創業後5年未満の者が各特例の対象になるため、証明書に有効期限があります。なお、有効期限は下記①②のうちいずれか早い日付で設定します。

①令和9年3月31日

②創業後の者については、税務署に提出した開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）から5年を経過しない日（税務署に提出した開業届または法人成立の年月日の記載がある法人の登記事項証明書等を添付してください）

※2社目以降の創業について証明書は発行できません。

4. その他

(1) 登録免許税の軽減を受けたい場合、会社設立前に証明書を取得し、法人登記時に法務局へ提出してください。また、登記時に、証明申請書に記載した事項と変更してしまうと、軽減を受けられない場合があります。「商号(屋号)」や「本店所在地」、「資本額」等が確定した後、証明申請書の申請をしていただきますようお願いします。

(2) 証明書の申請期限は、特定創業支援事業による支援を受けた最終日から起算して1年以内です。証明申請書に必要事項をご記入の上、期限内に、創業予定地がある下記市町村へ申請してください。申請及び受け取りは、本人確認書類（運転免許証等）を持参の上、ご本人が手続きをしてください。なお、証明書の発行までには1週間ほどかかります。交付手数料は無料です。

(3) 証明書は、支援を受けたことを証明するものであり、各制度の利用及び特例を受けることを保証するものではありません。各制度を利用するためには、各機関で別途個別の審査があります。詳細は各制度の取扱窓口にご確認ください。

◇問い合わせ・申請先	須坂市：商業観光課 商業・サービス産業振興係（TEL 026-248-9005） 小布施町：産業振興課 商工振興係（TEL 026-214-9104） 高山村：産業振興課 商工観光係（TEL 026-214-9296）
------------	---